

令和8年度
林業・木材産業作業安全推進 ウェビナー

組織一丸で取り組む安全管理

森林ヒューマン・ファクター研究所
所長 山田 容三（愛媛大学名誉教授）

事故と労働災害の違い



労働災害とは？

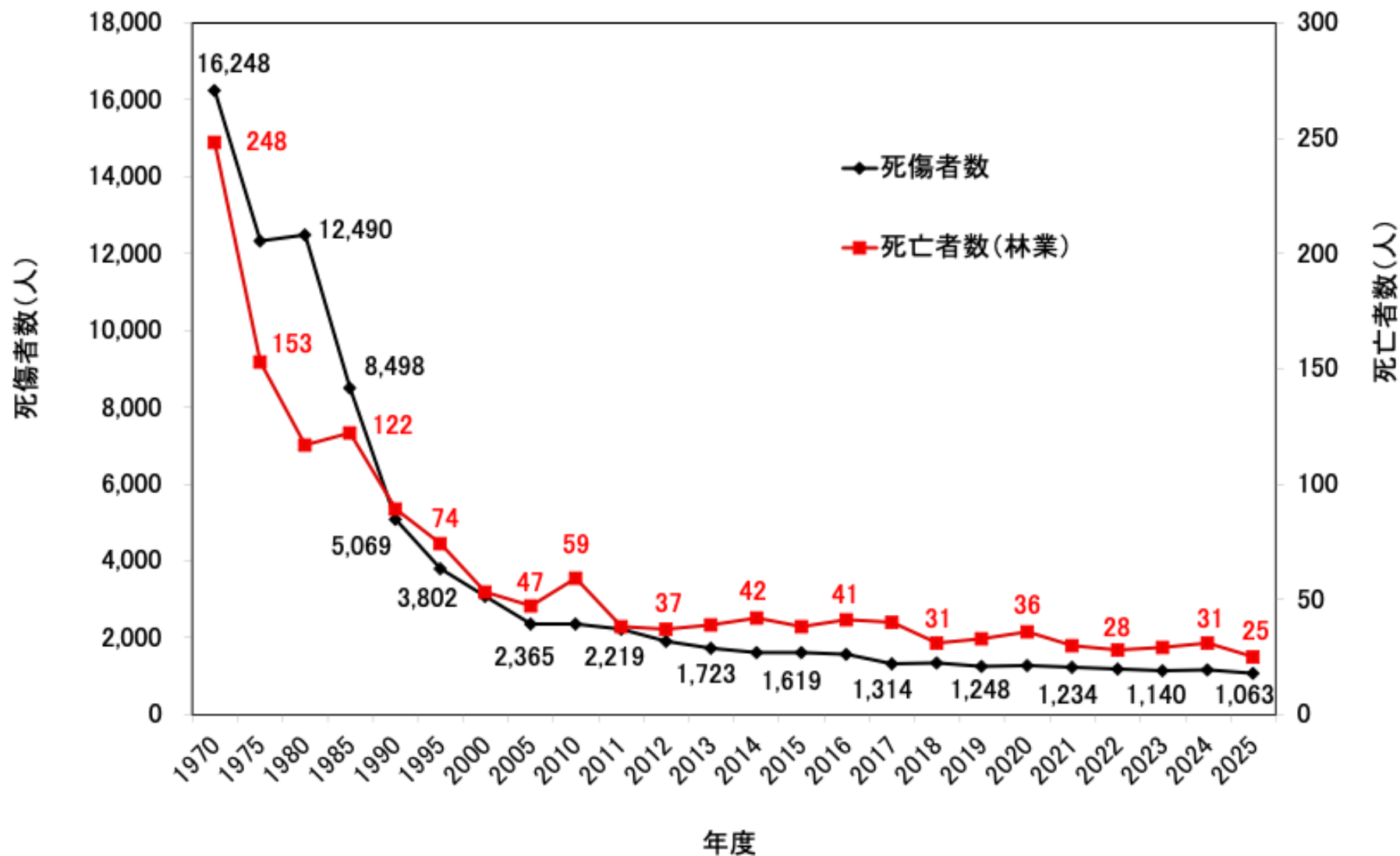
- 勤務時間内の**作業中**に発生し、死傷者をともなう事故。
- 労働災害にカウントされるのは、**死亡災害と4日以上の休業**を余儀なくされる負傷災害。

ヒヤリハットとは？

- 事故は起きても、負傷はしなかった。
- しかし、一歩まちがえれば、負傷して労働災害になっていた**ニアミス**。

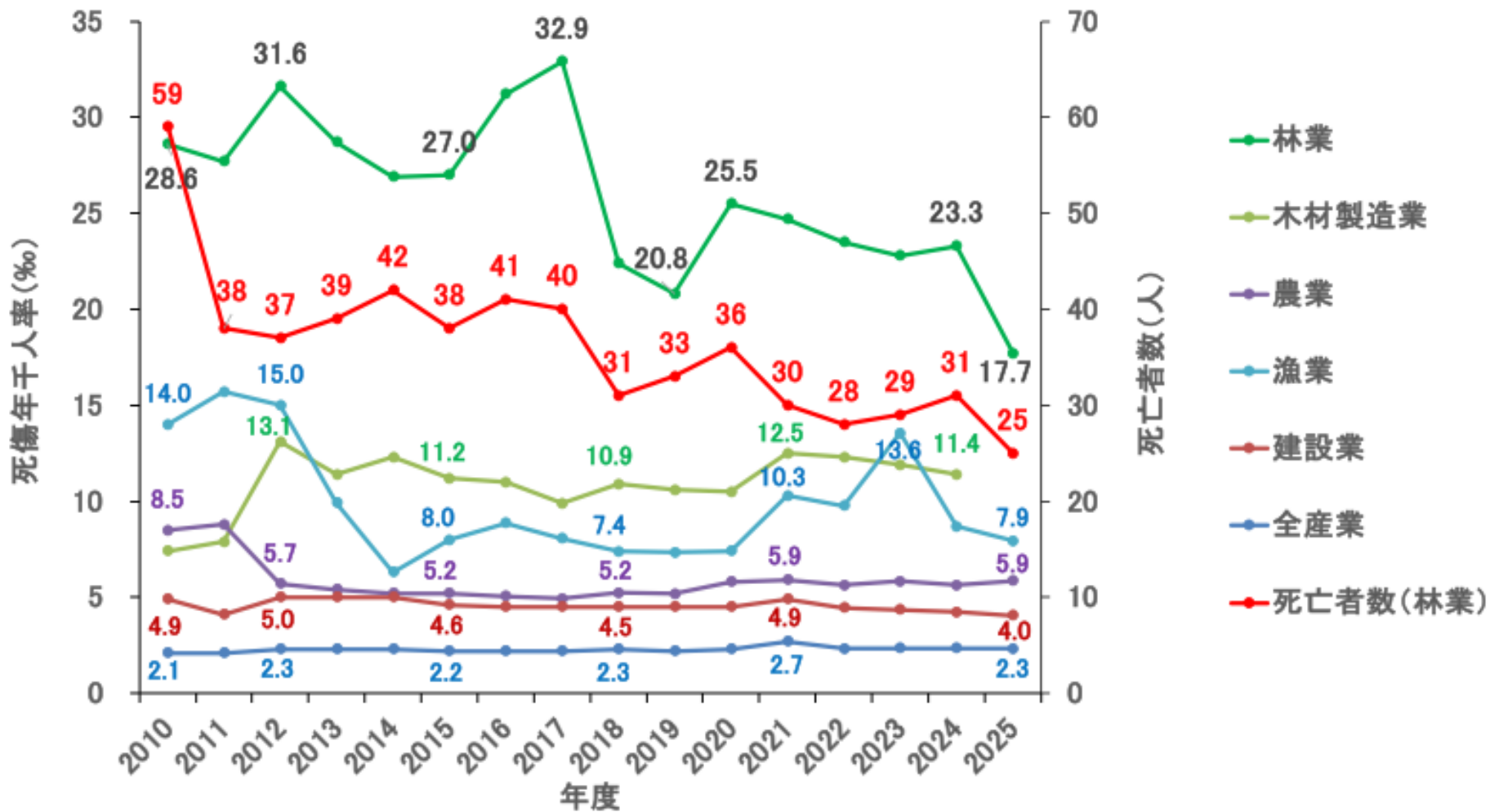
林業労働災害は減少してきた！

しかし、林業従事者数も減少している。



死傷年千人率による産業比較

林業従事者数の影響を省いた指標



労働災害をなくす魔法の対策はない！

いずれも労働災害を減らす効果のある大事な対策です。
しかし、それらをバラバラに行っても労働災害は減りません。

各種労働安全衛生対策

安全衛生指針

安全衛生目標

安全大会

労働安全衛生マネジメントは、
これらの多くの労働安全衛生対策をひとまとめに管理します。
すなわち、それぞれの労働安全衛生対策の意味を理解して、
事業体の中で組織的に関連付けて、順次取り組みます。

安全対策
(TBM・指差呼称)

個人保護具

KYTトレーニング

メンテナンス

技能訓練
(OJT)

そもそも安全とは？

安全とは？

労働災害をなくすことか？



結果として労働災害がゼロになること。



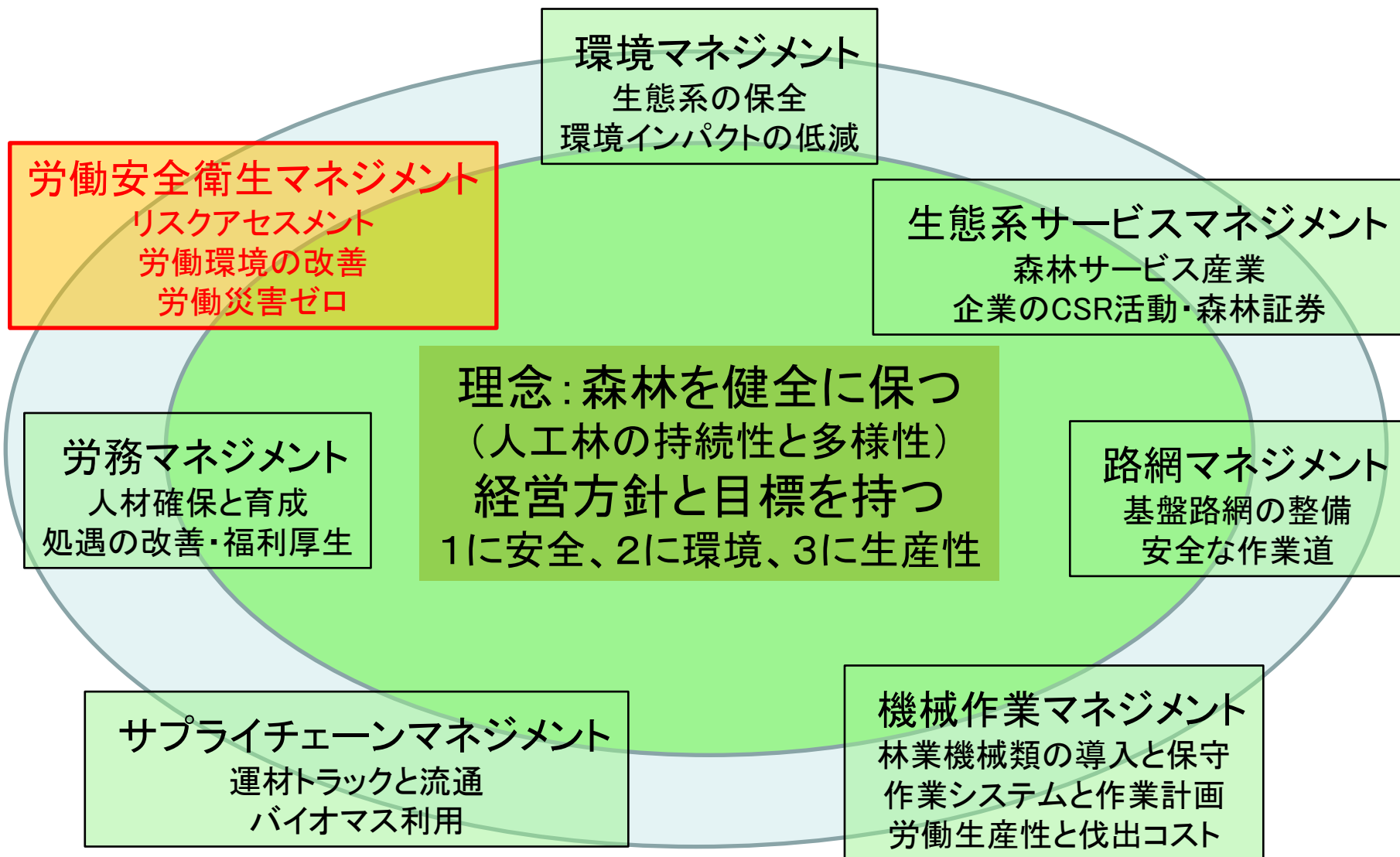
すなわち、労働災害を招く要因をなくすこと。



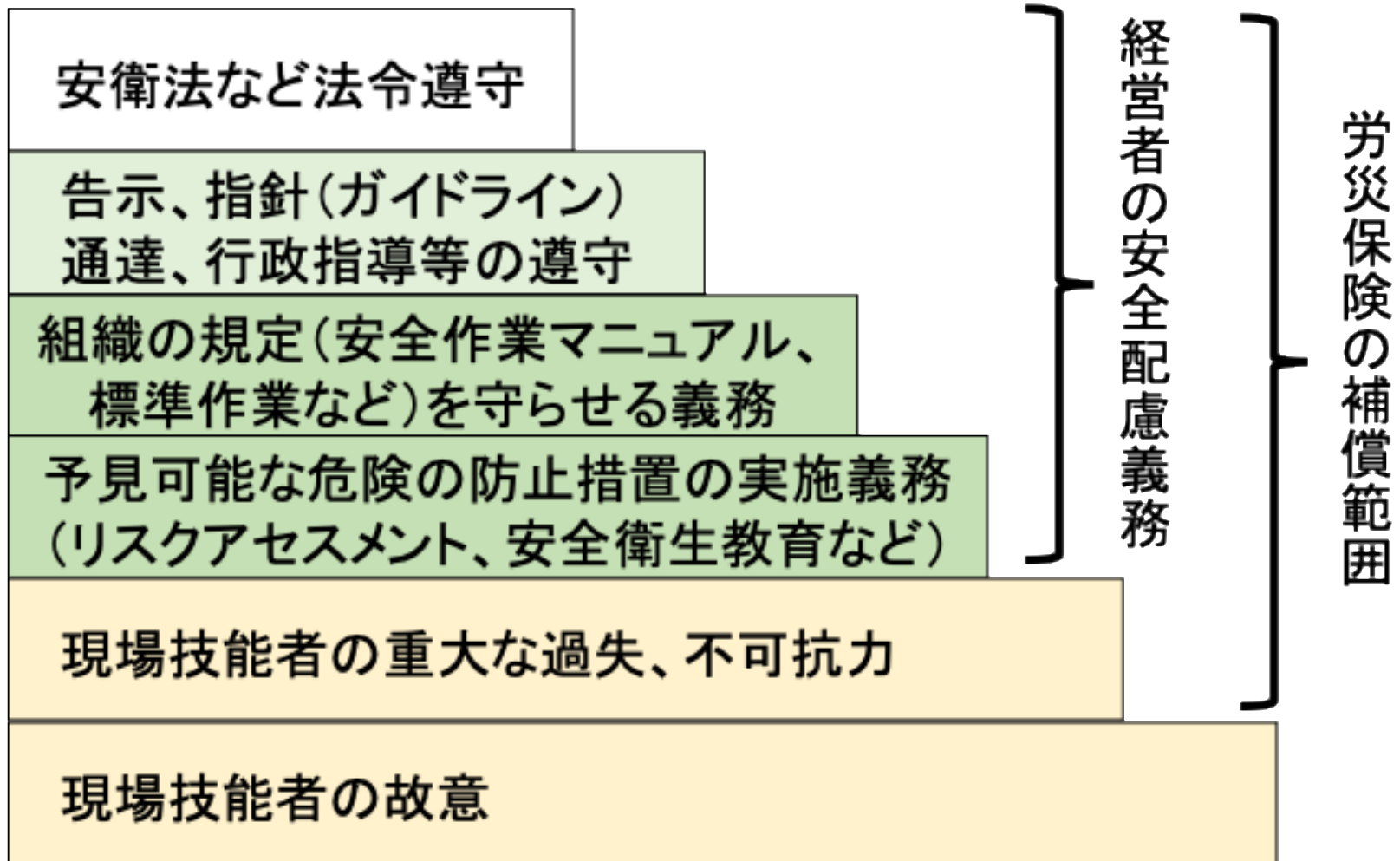
最大限可能な危険を除去すること。

ここに労働安全衛生管理が求められる！

労働安全衛生管理は経営管理のひとつ！



安全配慮義務等の範囲



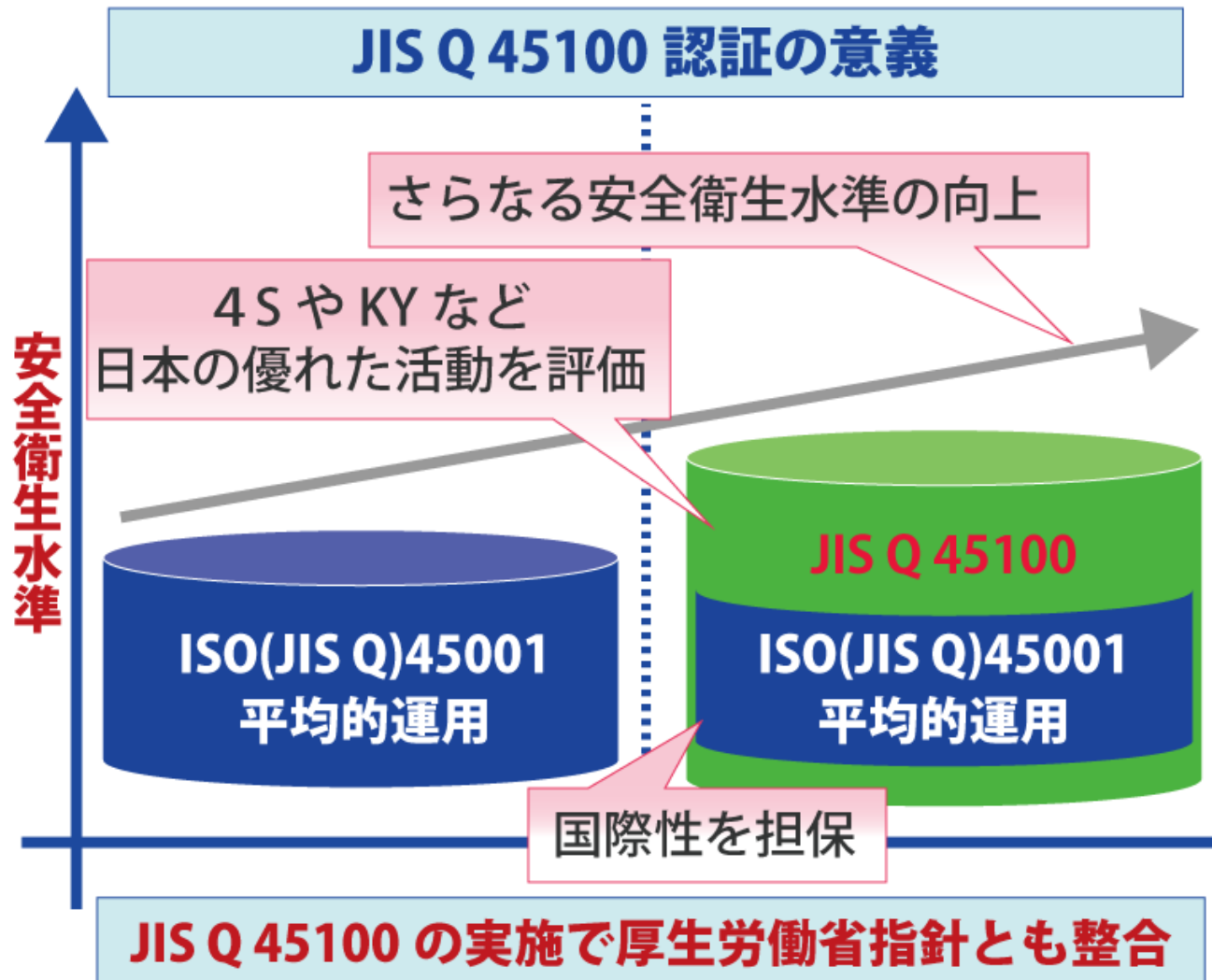
労働安全衛生マネジメントシステム

OSH-MS

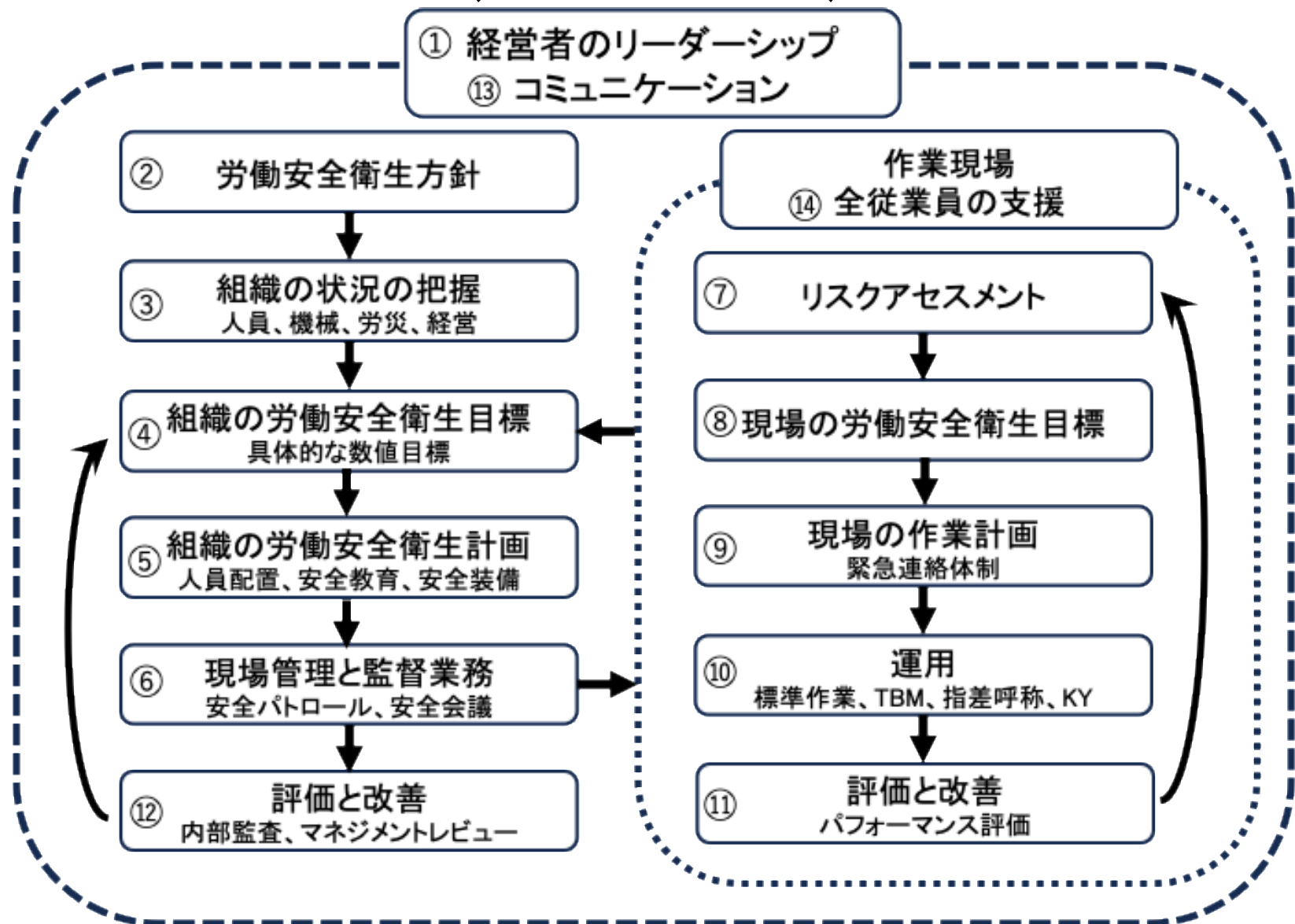
(or OH&S-MS)

林業労働安全衛生マネジメントシステム

労働安全衛生に対する管理体制の規格



林業労働安全衛生マネジメントシステム (OSH-MS)



全員でやる! 安全管理のしくみづくり

労働安全衛生マネジメントシステム

山田 容三 著



一般社団法人 全国林業改良普及協会

目次

事例編

- 事例1 全員参加。無理をしない。手作りの安全対策
マルカ林業株式会社(和歌山県) 小規模事業体
- 事例2 組織的な安全管理をしなやかに運用
有限会社丸大県北農林(岩手県) 中規模事業体
- 事例3 労働組合と委員会。安全対策の主役は従業員
北信州森林組合(長野県) 大規模事業体

解説編

チェックリスト

- 第1章 労働安全衛生マネジメントシステム(OSH-MS)
- 第2章 組織全体の取り組み 経営者のリーダーシップ
- 第3章 現場の作業計画(Plan) リスクアセスメントと作業計画
- 第4章 現場の運営(Do) 安全作業マニュアル
- 第5章 現場の評価(Check)と改善(Action) ヒヤリハット
- 第6章 OSH-MSを進める上でのポイント コミュニケーション

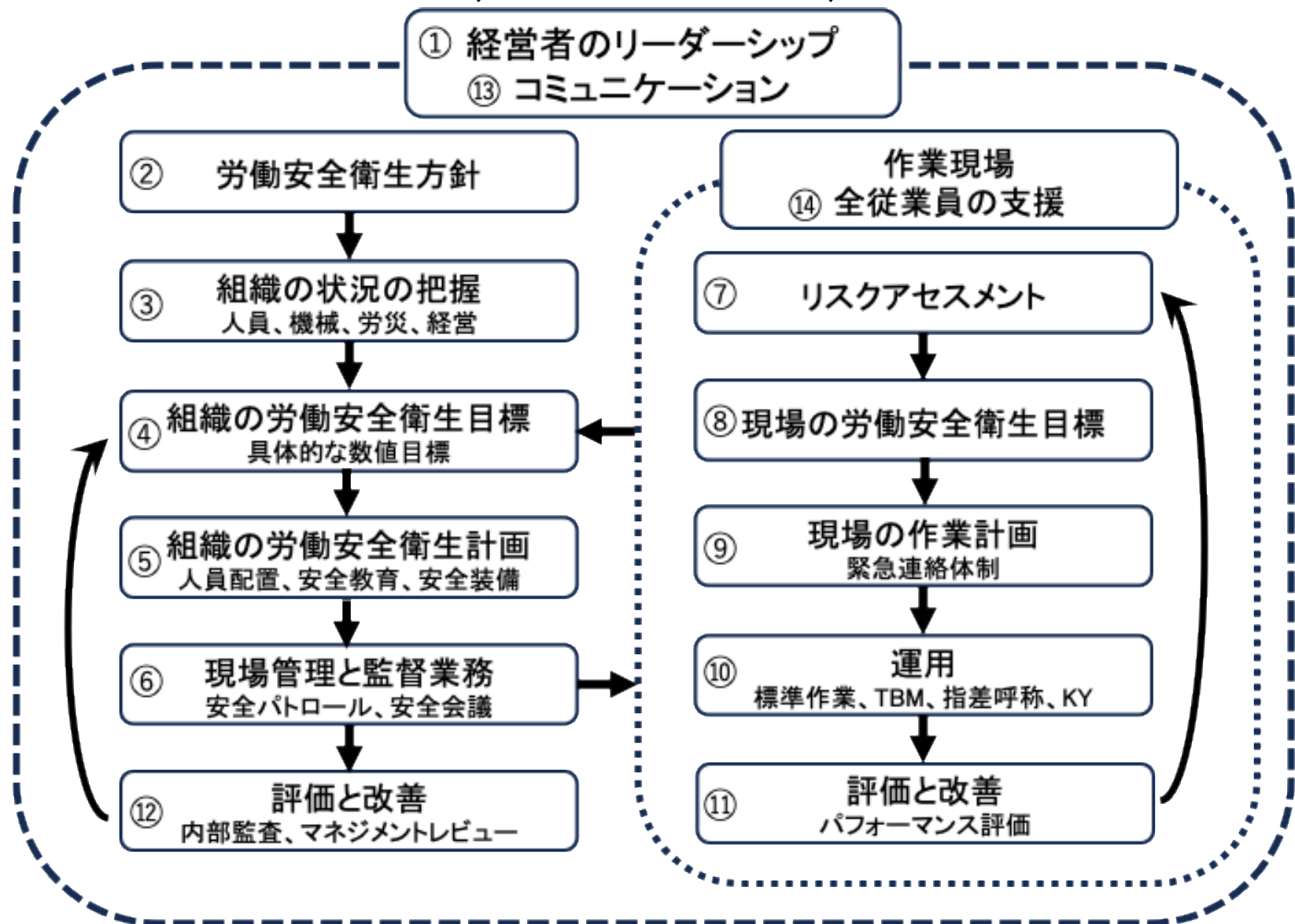
労働安全衛生マネジメントシステムに取り組むための チェックリスト30

1. 労働安全衛生マネジメントの基本

- 1 経営者の安全に対する意欲とリーダーシップはありますか？
- 2 労働安全衛生方針を策定していますか？
- 3 組織内外のコミュニケーションは良いですか？
- 4 職場の労働安全衛生目標を立てていますか？
- 5 作業現場が変わる度にリスクアセスメントを行っていますか？
- 6 国有林・民有林ともに作業計画を立てていますか？
- 7 緊急時連絡体制と救急車のランデブーポイントを決めていますか？
- 8 経営者によるマネジメントレビューと改善を行っていますか？

組織としての取り組み

林業労働安全衛生マネジメントシステム (OSH-MS)



①経営者のリーダーシップ



経営者が「労働災害をなくす」という強い意欲を持って、事業体をリードすることから労働安全衛生マネジメントは始まる。

経営者が作業現場を毎日安全パトロールすることは、経営者の本気度を全従業員に示すことになり、安全な職場風土を醸成する。

②労働安全衛生方針の表明

(労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 第5条)

- ①事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者及び関係請負人その他の関係者に周知させるものとする。
- ②安全衛生方針は、事業場における安全衛生水準の向上を図るための安全衛生に関する基本的考え方を示すものであり、次の事項を含むものとする。
 - 1. 労働災害の防止を図ること。
 - 2. 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。
 - 3. 法又はこれに基づく命令、事業場において定めた安全衛生に関する規程等を遵守すること。
 - 4. 労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施すること。

③組織の状況の把握

① 人的資源

職種、人数、年齢、経験年数、免許・資格、講習参加、給与・処遇、労災、通勤状況など

② 機械や設備

種類、台数、使用年数、稼働状況、作業道規格、道路密度、維持管理など

③ 経営マネジメント

労働生産性、経営収支、事業収支、労災発生件数、休業日数、労働安全対策、労働安全コストなど

④ 利害関係者

正規雇用の全従業員、非正規雇用、下請け、孫請け、一人親方、運材業者、石油業者、メーカー、ディーラー、事業発注者など

④組織の労働安全衛生目標の要件

- ① 労働安全衛生方針と整合していること
- ② 実行可能であり、その達成度を測定して評価できること
- ③ 過去の労働安全衛生目標の達成状況とその評価を踏まえること
- ④ 目標と計画の運用をモニタリングすること
- ⑤ 全従業員と利害関係者に周知すること
- ⑥ 計画期間中でも必要に応じて更新すること

⑤組織の労働安全衛生計画

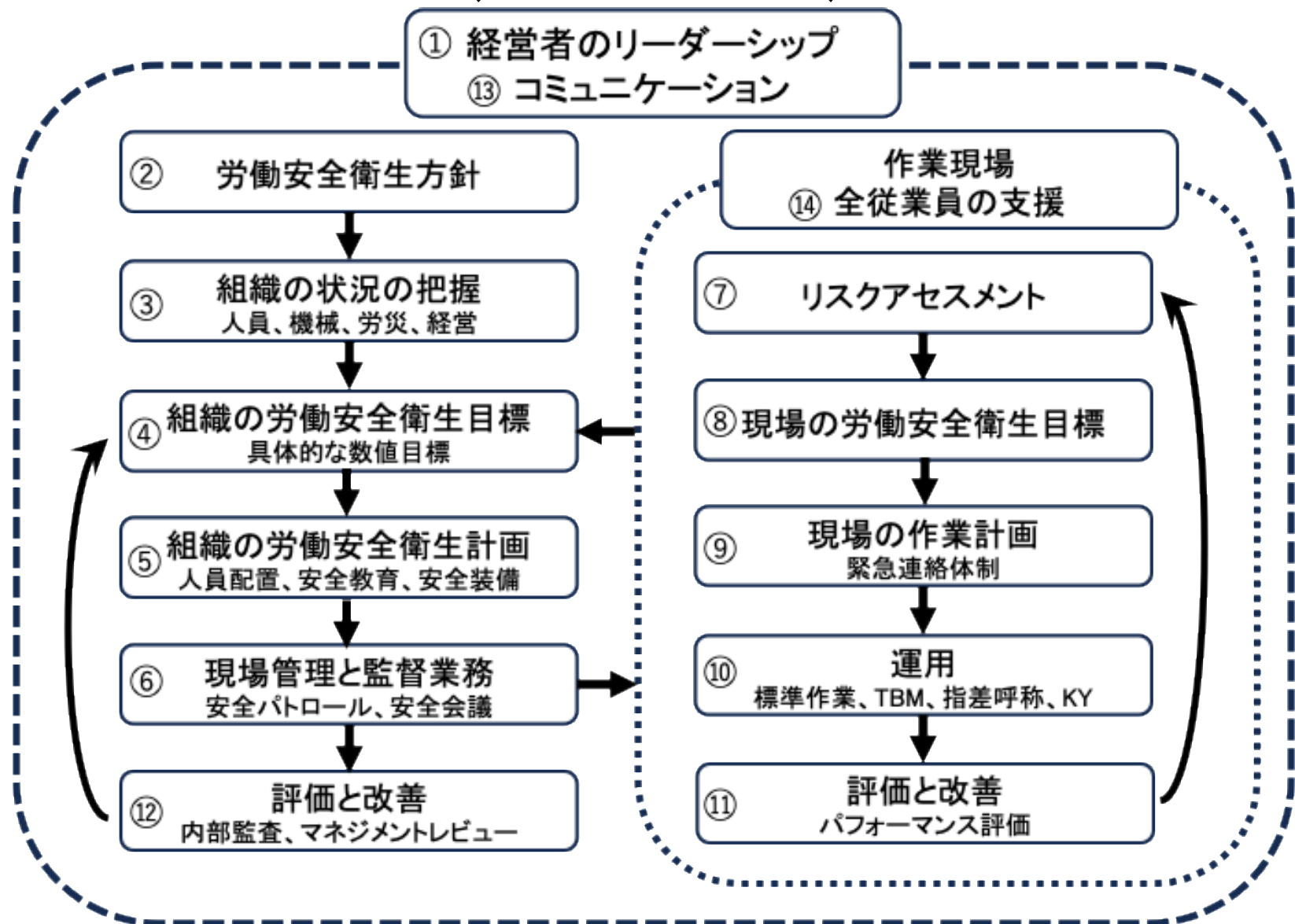
- 作業班の人員構成と労務管理
メンバーの個性とメンバー間の相性、新人指導体制、
高齢労働者、女性労働者、外国人労働者、障害者への配慮
- 林業技能検定と林業技能士
検定受検の支援、林業技能士の役割と処遇向上
- 安全衛生教育
各種資格取得ならびに各種研修や講習会参加の支援
- 安全管理体制
安全管理者、現場の連絡担当者、安全会議、衛生委員会、安全大会など
- 個人用保護具の支給
必要な道具や安全装備を支給、安全装備の更新も含む
- 新しい技術や情報の収集
森林・林業・環境機械展示実演会や先進的林業地の視察
- 安全機械と安全装備の導入
機械の安全装備、遠隔操作機械、双方向無線機、衛星通信、繊維ロープなど

事業場（作業現場）単位の取り組み

⑦リスクアセスメント

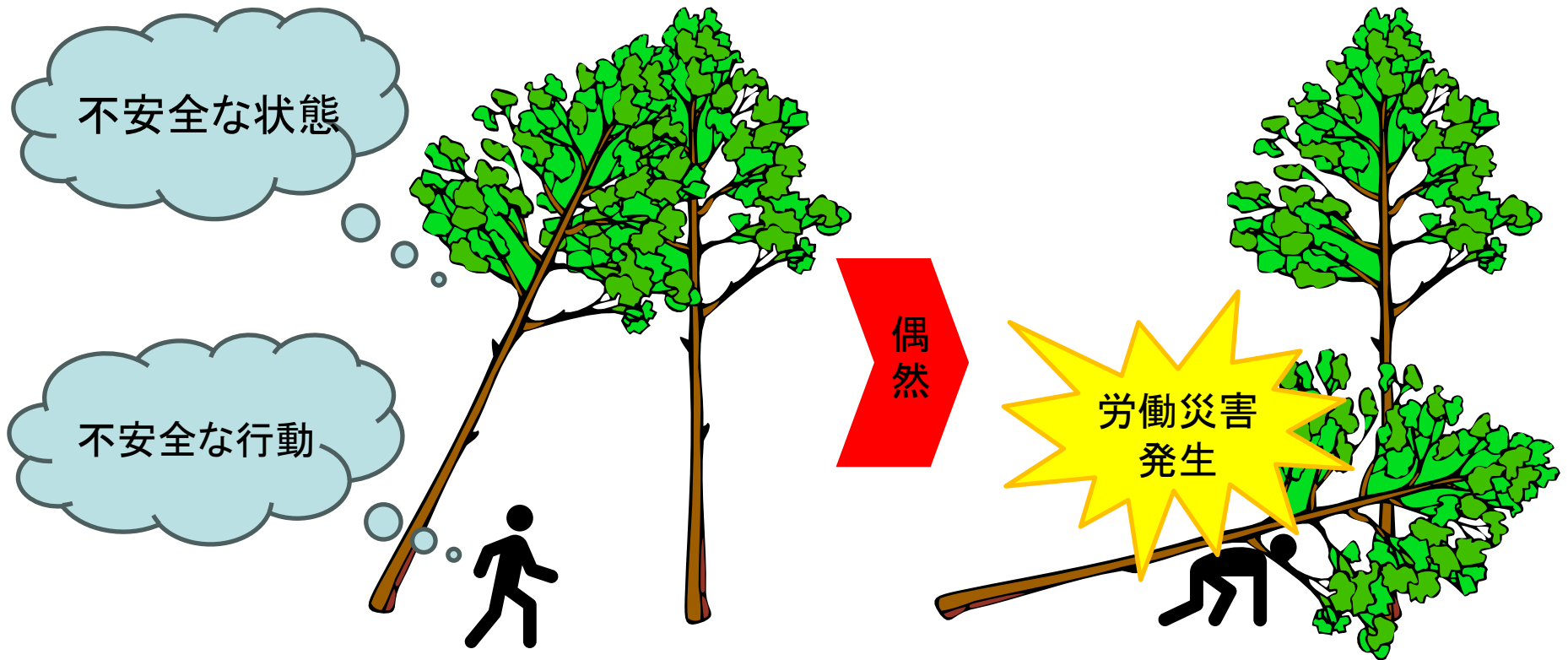
形骸化ではなく！ 実質的なものに！

林業労働安全衛生マネジメントシステム (OSH-MS)



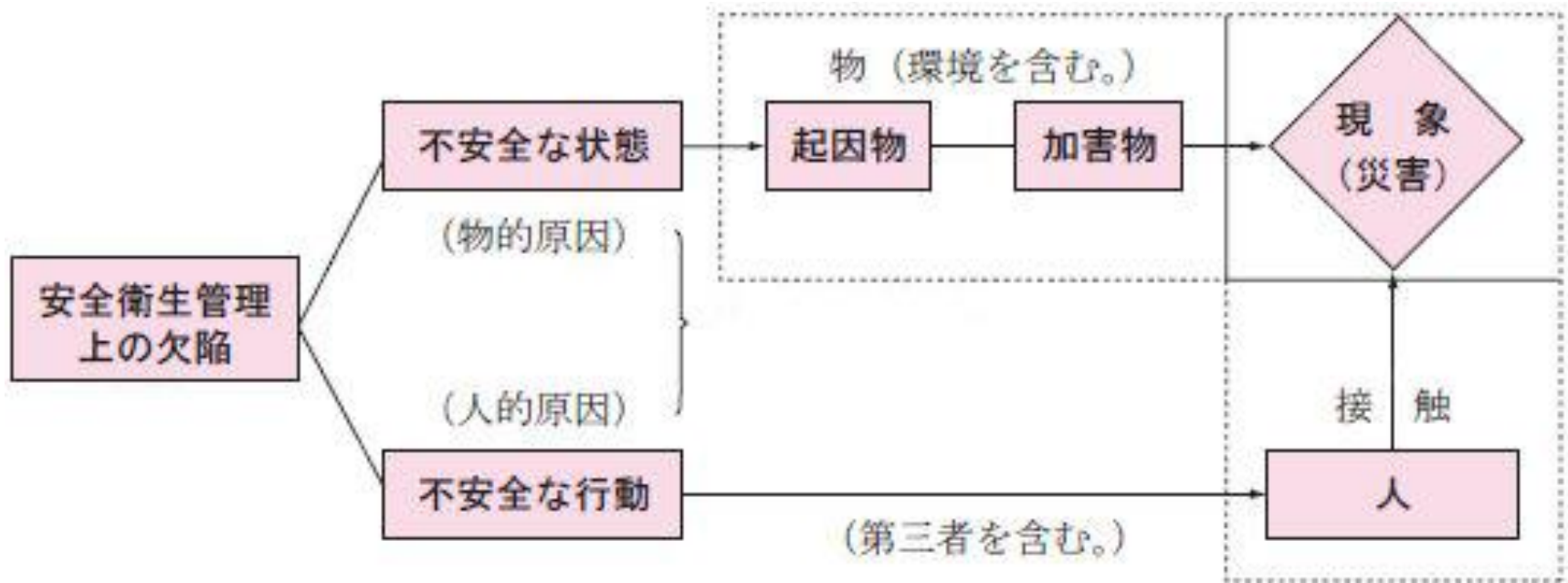
どうして労働災害が発生するのか？

そのメカニズムを考えてみましょう



かかり木などの不安全な状態があるところに、林業労働者が気づかずに近づく不安全な行動を行い、**不幸なことに偶然にも**その時にかかり木が外れて、被災するというメカニズムで労働災害は発生する。

ハザードとリスク



ハザード：物と環境が不安全な状態があること

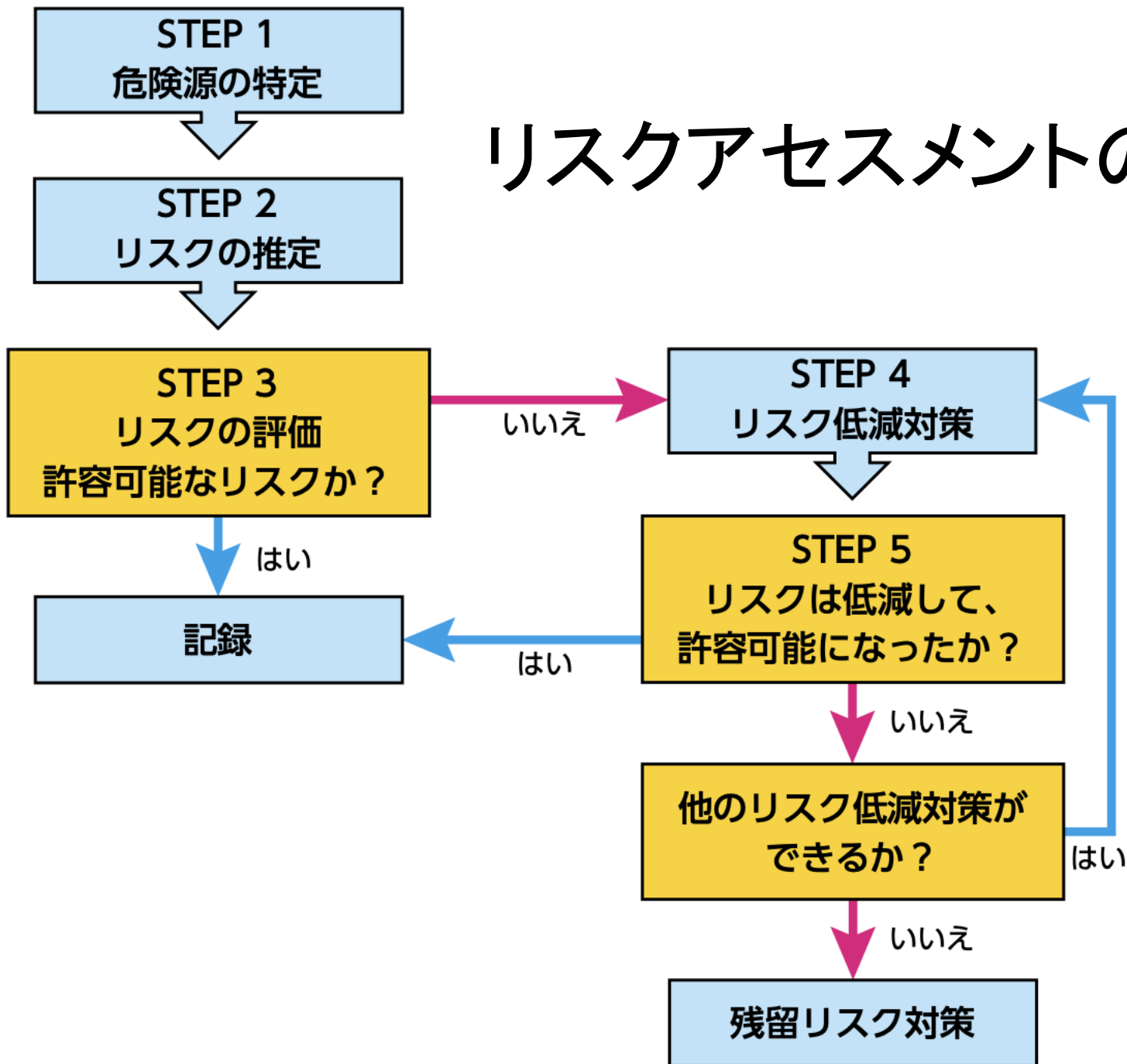
リスク：ハザードに人が近づく不安全な行動を行い、
事故に遭う確率とその被害の重大さを評価したもの

リスクアセスメントの目的

リスクを見出して、それを改善するために以下の対策を取ることを目的とします。

- 経営者も加わることによる組織全体としての「労働環境の改善」(労働安全衛生マネジメント)
- 防護具の支給や安全な機械類の導入など事業体としての「工学的対策」
- 作業計画前のリスクの洗い出しによる作業計画の改善などの「本質的対策」
- 日常の業務を安全に行うミーティングや指差呼称や安全パトロールなどの「管理的対策」

リスクアセスメントの流れ



STEP1 危険源を見つけましょう



伐木作業現場に潜む危険源

- 大径木
- 広葉樹
- かかり木
- 風倒木
- 枯死木 or 折損木
- 腐れのある木
- 根曲り or 偏心木
- 裂けやすい木
- つる絡み
- 枝絡み
- 枯れ枝
- 急傾斜 or 崖
- 傾斜の変換点
- 露岩
- 滑りやすい地面
- 高い伐根
- 地表の障害物
- 下層植生の状況
- 蜂や毒虫
- 河川や沢
- 保護対象(送電線、鉄道、公道、建物、文化的エリア、生態系保護エリアなど)

どのような作業現場にも必ず 危険源が潜んでいます！

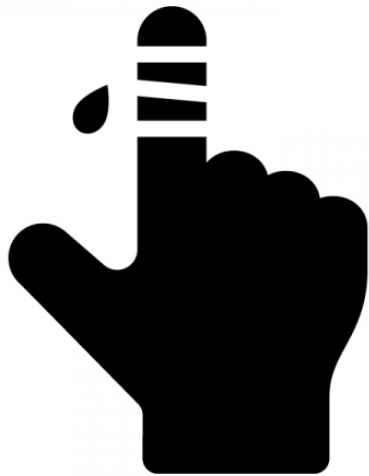
自分の現場には全く問題がないと思うのは、危険に慣れてしまっている証拠です。

それは、

危険に対する感受性が鈍っていて、いつ労働災害に遭っても不思議ではない危険な状態であることを自覚しましょう。

STEP3

どのくらいのリスクを許容するか？



製造業

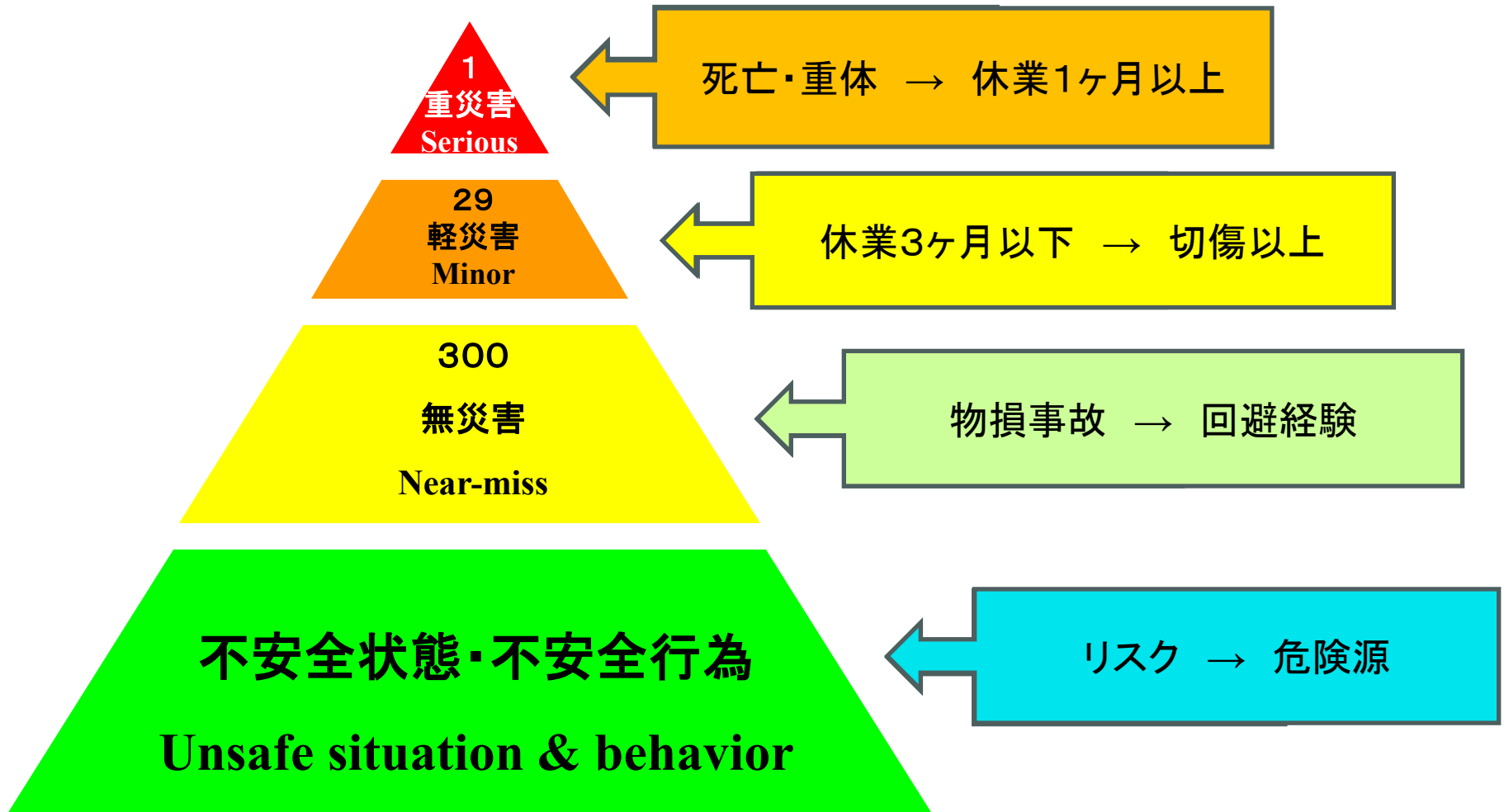


林業



ハインリッヒの法則

林業界はリスクの許容レベルが低すぎる



⑨必ず作業計画を立てましょう (STEP4 本質的対策)

国有林と民有林の区別なく
全ての作業と現場ごとに

作業計画の作り方

(リスク低減の本質的対策)

作業計画の目的：安全性と労働生産性の向上

- 作業現場が変わる時は、事前に職員ならびに作業班のメンバー全員で事前踏査をします。
- この際に、できれば経営者あるいは安全管理責任者も同行しましょう。
- 踏査では、現場の状況を把握し、作業道や土場など作業のポイントと危険源の洗い出しを行います。
- 洗い出した危険源についてリスクアセスメントを行い、その本質的対策を検討し、作業計画を立てます。

作業計画の書式例

チェーンソーによる伐木等作業及び車両系木材伐出機械作業に関する作業計画（様式例）

別添 1

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

周知年月日：令和 年 月 日

事 業 考 査

調査	記録関係者
----	-------

社團名稱與聯絡人

事業場（現場・園地）名		
作業場所（林班等）		
作業班名		
作業責任者名・連絡先		
作業期間		自 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
作業地の概況	①地形の状況	☐ 傾斜 ☐ 平地 ☐ 傾斜地 ☐ 段差地 土壌等平坦地の広さ（ ☐ 広い ☐ 中間 ☐ 狭い） （傾斜地の場合） ☐ 急傾斜 ☐ 中間 ☐ などらかく平均的な傾斜（ ☐ ） （斜面の向き） ☐ 日照よい（ ☐ ） ☐ それ以外（ ☐ ）（※留意点） （作業道を作設した場合の路肩の状況）（ ☐ ）
	②地質・水はけの状況	（岩石地・崩壊地） ☐ 大きい ☐ 中間 ☐ 小さい（※留意点） （転石・浮石） ☐ 多い ☐ 中間 ☐ 少ない（※留意点） （水はけ） ☐ よい ☐ 中間 ☐ 悪い（ ☐ ）
	③埋設物・架空線の近接状況の	埋設物 ☐ 無 ☐ 有（ ☐ ）（※留意点） 架空線 ☐ 無 ☐ 有（ ☐ ）（※留意点）
	④伐倒対象の立木の状況	（樹種） ☐ スギ ☐ ヒノキ ☐ その他（ ☐ ） （樹齢）（ ☐ ）年生が主体 （大きさ）胸高直径（ ☐ cm程度）樹高（ ☐ m程度） （大きさのばらつき） ☐ 多い ☐ 中間 ☐ 少ない（※留意点） （立木の密度） ☐ 密 ☐ 中間 ☐ 疎（※留意点）
	⑤つるがらみ、枝がらみの状況	（つるがらみ） ☐ 無 ☐ 有（ ☐ ） （枝がらみ） ☐ 無 ☐ 有（ ☐ ）
	⑥枯損木等の状況	（枯損木） ☐ 無 ☐ 有（ ☐ ） （風倒木） ☐ 無 ☐ 有（ ☐ ）
	⑦下層植生の状況	（かん木） ☐ 密 ☐ 中間 ☐ 疎（ ☐ ） （草本） ☐ 密 ☐ 中間 ☐ 疎（ ☐ ）
	⑧作業の方法	☐ チェンソーの使用 ☐ 車両系木材伐出機械の使用 ☐ その他（ ☐ ）
	⑨伐倒の方法	☐ 間伐（ ☐ 定性 ☐ 列状） ☐ 皆伐 ☐ 拓伐 ☐ 切捨て ☐ その他（ ☐ ）
	⑩伐倒の順序	☐ 尾根部から谷部へ ☐ 谷部から尾根部へ ☐ その他（ ☐ ）
作業計画の内容	⑪かかり木処理の作業方法	☐ 車両系木材伐出機械 ☐ フェリングレバー ☐ ロープ ☐ その他（ ☐ ）
	⑫退避場所設定標示	☐ テープ表示 ☐ その他（ ☐ ）
	⑬立入禁止設定標示	☐ 標識看板 ☐ 縄張り ☐ カラーコーン ☐ その他（ ☐ ）
	⑭合同の方法	☐ 笛 ☐ トランシーバー ☐ 手旗 ☐ その他（ ☐ ）
	⑮伐倒木等転落・滑動防止措置	☐ 杭止め ☐ 支柱 ☐ 下方の立入禁止 ☐ その他（ ☐ ）
⑯リスクアセスメント		
⑰その他安全対策		

作業を行う場所・作業の方法の概略図

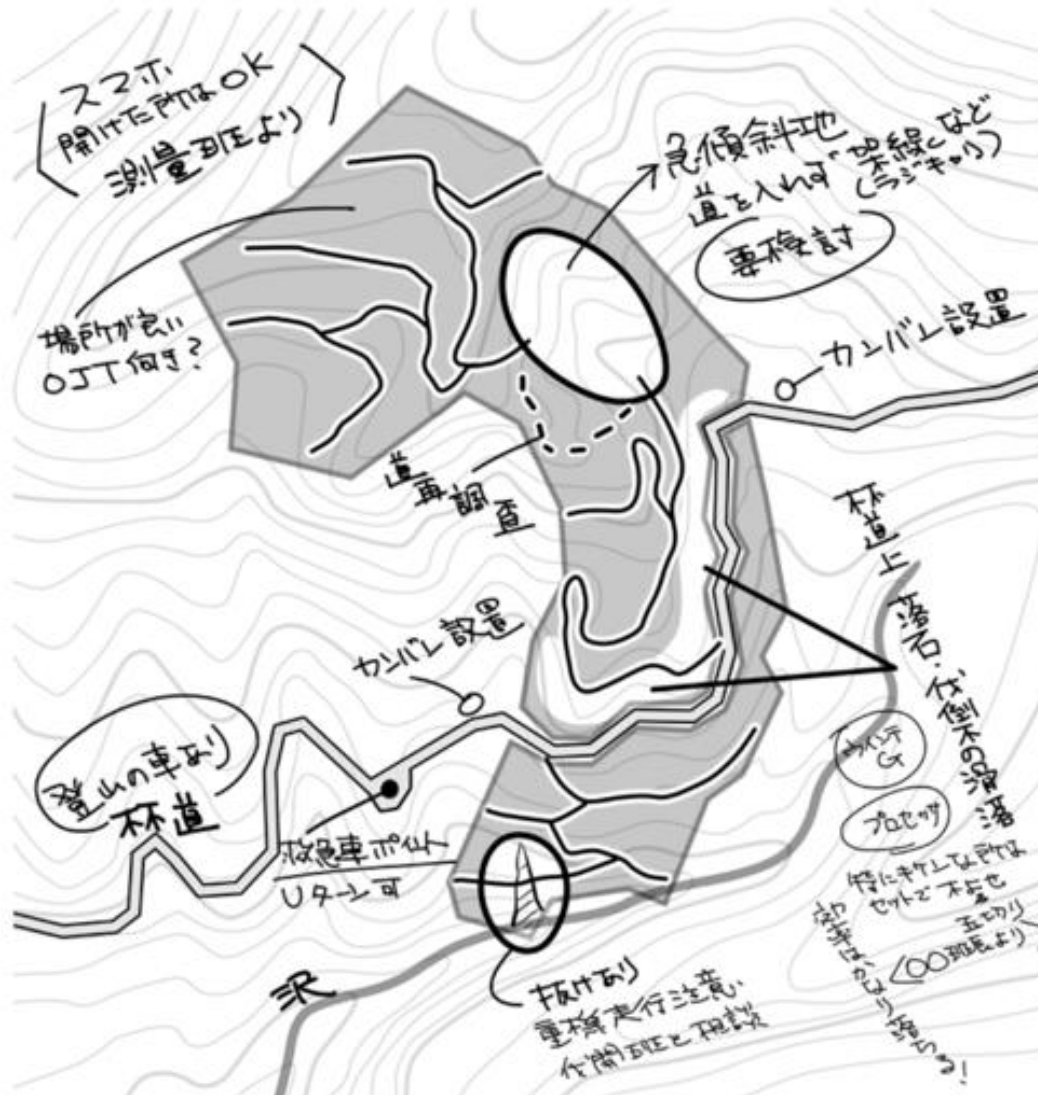
※ 緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。
 なお、既に、作業を行う場所を示す図面（事業図、森林図、地積図等）を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。



作業計画を立てる際は、施業図に危険源の場所や状態、その対策など、現場踏査の結果を書き込む

車両系木材伐出機械の種類及び能力等							
作業区分	対象機械	能力	台数	運転者	運転者	運転資格	年次点検年月日
			台				令和 年 月 日
			台				令和 年 月 日
			台				令和 年 月 日
チェーンソー伐木・造材作業							
作業者名	チェーンソーメーカー	3軸合成値	台数	(有無)	特殊健康診断結果使用制限		
			台	無			
			台	無			
			台	無			
労働災害発生の場合の応急措置及び傷病者の搬送の方法							
緊急時の対応	③緊急連絡先 連絡責任者	○本人、発見者が緊急連絡する方法は、 ☐ 携帯電話・ ☐ トランシーバー・ ☐ 笛)					
	③応急措置等について						
	②緊急車両の走行経路						
	①携帯電話等・無線通信による通信可能範囲						
	②備考	○トラック無縁活用の可能性 (☐ 有 ☐ 無)					

作業計画図の例

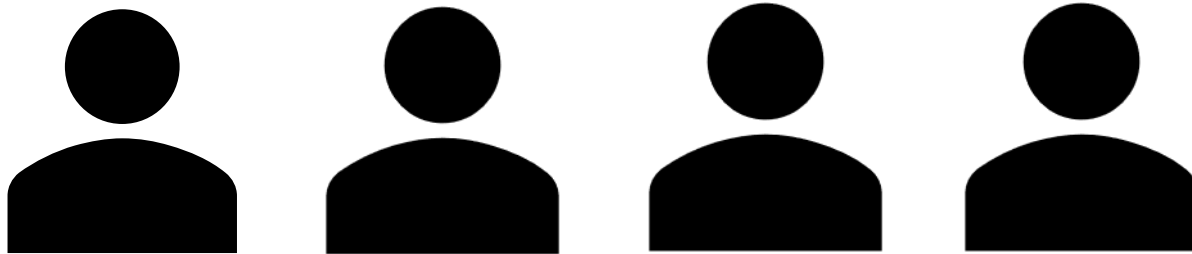


作業計画を立てる際は、施業図に危険源の場所や状態、
その対策など、現場踏査の結果を書き込もう

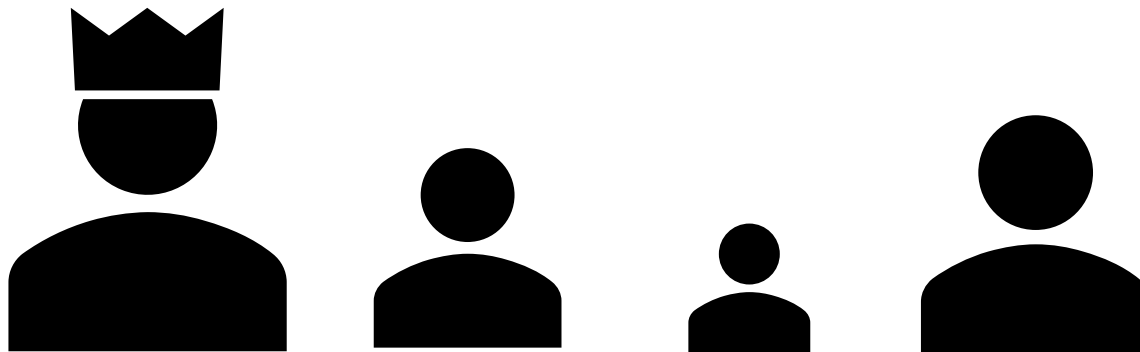
⑨メンバー構成を考えましょう (STEP4 本質的対策)

個人の能力差を考える

能力の異なる班員構成



理想的には同じ能力になるようトレーニングと人員配置



100%

60%

30%

80%

グループとしての能力は67.5%以下になる。

メンバー構成で考えるべきこと

- 初心者の指導を誰が行うのか？
- 高齢者の役割分担をどうするか？
- 高齢の初心者をどう扱うか？
- 女性の役割分担をどうするか？
- 請負労働者の役割分担をどうするか？
- 外国人労働者の役割分担をどうするか？
- ゆっくり型の労働者をどう扱うか？
- せっかち型の労働者をどう扱うか？

⑨緊急時の対応を徹底しましょう

林業の作業現場における緊急連絡体制の整備等
のためのガイドライン(2020年1月31日)

1. 緊急時における連絡体制等の整備(連絡責任者の選任)
2. 作業開始前の連絡の方法の確認等
3. 作業現場における安全の確認等
4. 労働災害発生時等の連絡等
5. 教育訓練の実施

初期対応の注意ポイント

- ① 連絡責任者(班長)に連絡
- ② 全ての作業を止める
- ③ 全員で役割分担を決めて対応する
- ④ 被災者の救出と応急手当て
- ⑤ 同時に事務所と消防署に連絡
- ⑥ 被災者を救急車まで搬送

緊急時対応

● 連絡場所：有田川町林道白馬線 119 通報ポイント A-16 から東へ 700m (久保の峠) 付近

● 目印：119 通報ポイント A-16

A-16

● 災害の発生場所：有田川町川合南谷 131-2

● 緯度：北緯 34.0112153 度 ● 経度：東経 135.3889931 度

● 災害の概要

・ 災害発生 (いつ)	:	〇〇時△△分 (約〇分前)
(どこで)	:	先山/土場/路上等
・ 被災者 (だれが、全部何人)	:	〇〇△△が (何人、誰)
・ 作業内容 (どんな)	:	〇〇作業中
・ 危険物 (なにが)	:	〇〇 (伐倒木など) が
・ 災害部位 (どこに)	:	〇〇 (頭など) に当たり、被災した。

● 被災者の容体

<意識> 有る・ない	<呼吸> 有る・ない
<出血> 多量・少量・ない	<どこから>
<脈拍> 有る・ない	<顔色> 普通・白い
<骨折> 有る・ない	<その他> 吐き気の有無など

● 被災者の収容 : 〇〇現場から担架に乗せて、△△に向かっているなど

● 中継移送時のルート：林道白馬線を西へ→林道宇井苔白馬線を通り
国道424号線 道の駅「しらまの里」に移送

下請け作業者への配慮
高年齢作業者への配慮
熱中症対策

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

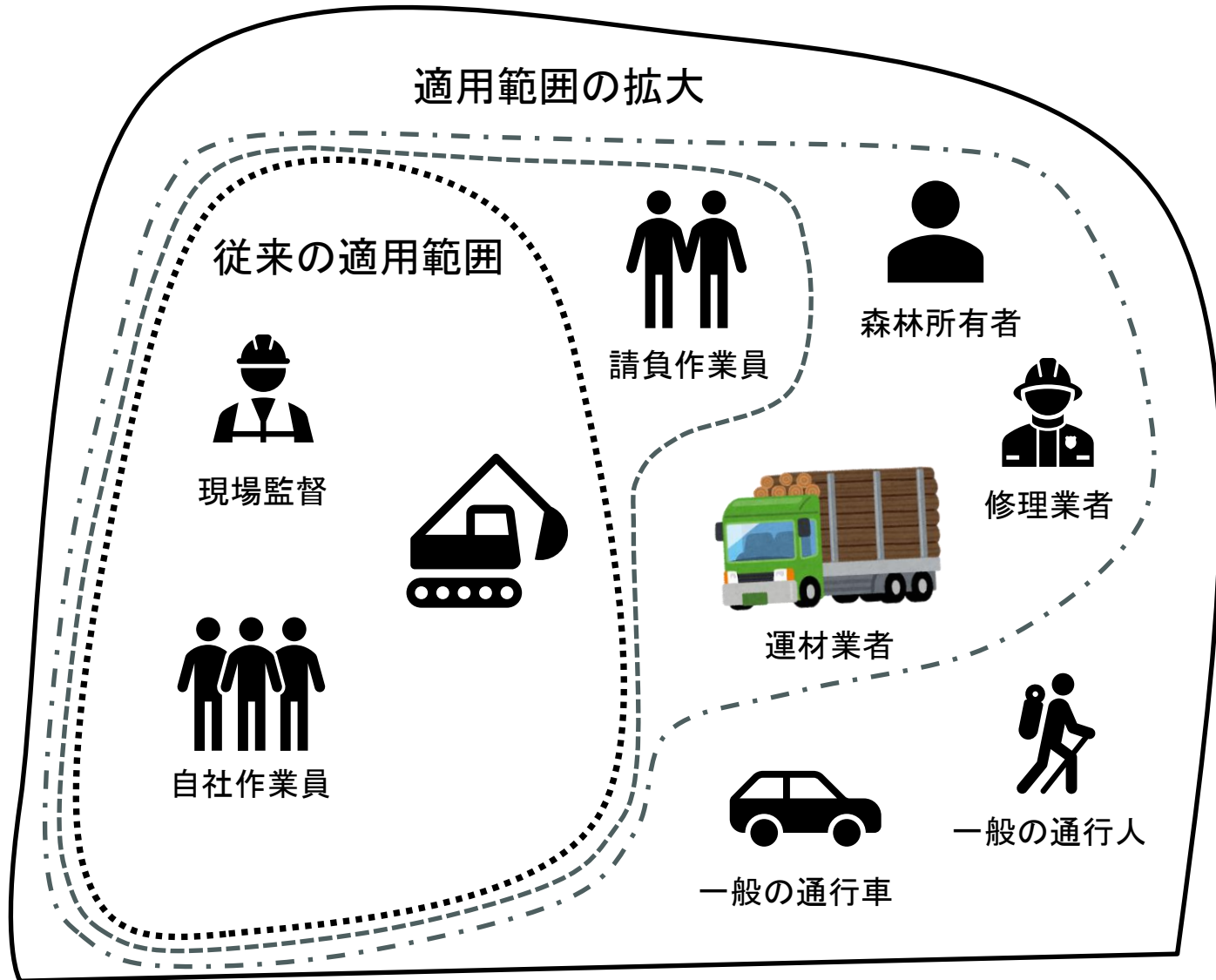
1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

1. 注文者等の配慮(2025年5月14日施行)
2. 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大(2026年4月1日施行)
3. 業務上災害報告制度の創設(2027年1月1日施行)
4. 個人事業者等自身への義務付け(2027年4月1日施行)
5. 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け(2027年4月1日施行)

個人事業者等への労働安全衛生規則等の適用

第20条、第21条



高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

(2020年3月16日)

求められる取組

- 事業者** 高年齢労働者の就労状況や業務の内容等の**実情に応じて**、国や関係団体等による支援も活用して、**実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むよう努める。**
- 労働者** 事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、**自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努める。**

事業者求められる取組

(1～5のうち法令で義務付けられているものに必ず取り組むことに加えて、実施可能なものに取り組む)

- 1 安全衛生管理体制の確立等
 - 経営トップ自らが安全衛生方針を表明し、担当する組織や担当者を指定
 - 高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害についてリスクアセスメントを実施
- 2 職場環境の改善
 - 照度の確保、段差の解消、補助機器の導入等、身体機能の低下を補う設備・装置の導入
 - 勤務形態等の工夫、ゆとりのある作業スピード等、高年齢労働者の特性を考慮した作業管理
- 3 高年齢労働者の健康や体力の状況の把握
 - 健康診断や体力チェックにより、事業者、高年齢労働者双方が当該高年齢労働者の健康や体力の状況を客観的に把握
- 4 高年齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応
 - 健康診断や体力チェックにより把握した個々の高年齢労働者の健康や体力の状況に応じて、安全と健康の点で適合する業務をマッチング
 - 集団及び個々の高年齢労働者を対象に身体機能の維持向上に取り組む
- 5 安全衛生教育
 - 十分な時間をかけ、写真や図、映像等、文字以外の情報を活用した教育を実施
 - 再雇用や再就職等で経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練



労働者に求められる取り組み

- 自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める
- 日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む

熱中症対策の強化

安衛則第612条の2(2025年6月1日)

職場における熱中症対策防止のためのガイドライン(2026年3月18日)

- ① 暑さ指数(WBGT)の測定とそれに伴う作業環境・作業の管理
作業時間の短縮と変更、涼しい休憩場所、空調服の提供など
- ② 事前の労働安全衛生教育と徹底した現場技能者の健康管理
定期的な水分と塩分の補給、「のどが渴いた」と思った時は脱水状態
暑熱順化前や長期休暇明けの者、既往症(糖尿病、高血圧症、心疾患、
腎不全など)のある者には注意が必要。
- ③ 緊急連絡体制の周知とためらいのない救急措置の実施
熱中症が疑われる者が発生した場合、現場の判断で直ちに作業を中断、
涼しい場所に避難させて身体を冷却し、水分と塩分を補給させる。
自力で水分が摂れない、あるいは意識がもうろうとしている重症の場合、
ためらわずに救急搬送を要請する。

なお、労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の者についても、上記措置の対象に含める。

WBGT計(暑さ指数計)を現場に設置

対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

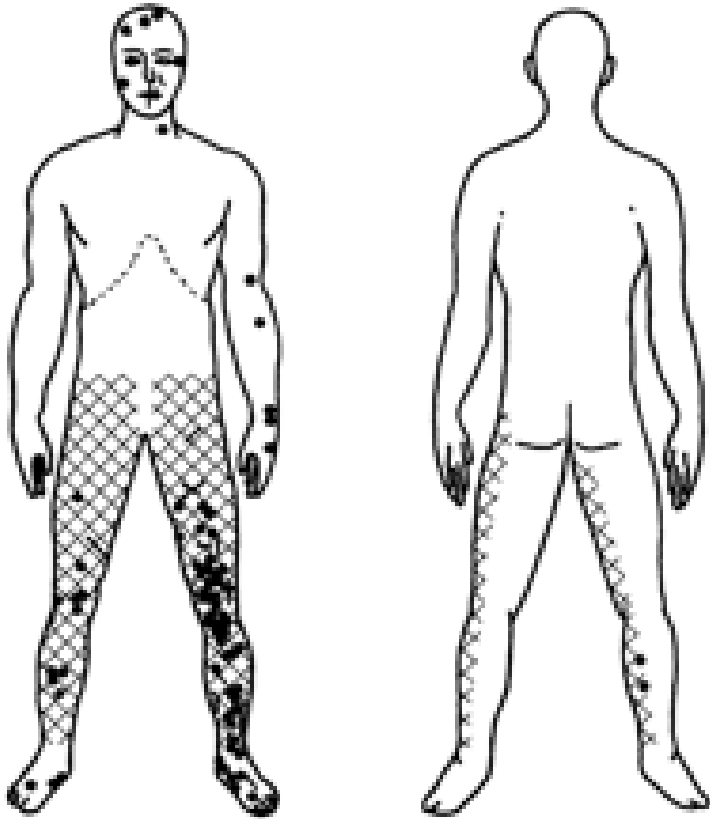


- 直射日光が当たらない場所に設置する。
- コンクリートやアスファルトからの反射熱が少なく、風通しの良い場所に設置する。
- また近くに熱源がある場合はそこから距離をとって設置する。

STEP4

個人用保護具

チェーンソー防護ズボンによる保護



鹿島潤(森林総合研究所)の研究成果より



左図はチェーンソーで被災した個所をプロットしたものである。左脚に集中していることがわかる。頭の被災はキックバックによるものである。メッシュのかかった部分がチェーンソー防護ズボンで保護できる範囲であり、チェーンソーによる被災の60%が防がれる。

チェーンを止めるポリエステル繊維



JIS T8125-2

クラス 1: 20m/秒

クラス 2: 24m/秒

クラス 3: 28m/秒

クラス 4: 32m/秒

左写真のように防護ズボンの中には、ポリエステル繊維の層がいくつか入っている。クラス分けは防護できるチェーンスピードを表しているが、クラスが上がるに従って、ポリエステル繊維の層が増えていく。

日本ではほとんどがクラス1になる。

ソーチェーンが防護ズボンにあたると表布が切れて中からポリエステル繊維が引き出され、それらがチェーンソーのクラッチ部分にかかってチェーンの動きを物理的に止める。

スマート林業機械化 (STEP4 工学的対策)

スマート林業の方向性

機械化で労働災害を減らす

人が林業作業をするから労働災害が減らない



人が林業作業に直接関わらないように



林業機械を開発する方針

傾斜地対応遠隔操作フェラーバンチャ



令和5年度 林業機械・木質系新素材の開発・実証事業成果報告会資料より

ウィンチアシストによる伐木機械の傾斜地対応

312F テザー

Cat® 312F テザー

ウィンチアシスト型林業用作業機械

林業機械も奥の傾斜地に入り込めるようになり
機械化伐倒の促進が図れます！

土壌に
やさしい

安全性
確保

生産性
向上



自動化による省力化

(フォワーダ運転をなくす本質的対策)



油圧式集材機と架線系グラップル



リモート化による
荷かけ手の作業改善



⑩作業現場の安全管理 (STEP4 管理的対策)

安全作業マニュアル
各作業の標準作業
労働安全衛生教育

安全作業マニュアルと標準作業

作成上のポイント

1. 作業の実情に即していること
2. 表現が具体的であること
3. 安全のポイントを外さないこと
4. 詳しすぎないこと
5. 法令などに違反した内容でないこと
6. 異常時の措置について定めておくこと

作成した安全作業マニュアルと標準作業は、全従業員に周知徹底する必要があります。

毎朝のミーティングで安全作業マニュアルと標準作業を作業班全員で確認することをお勧めします。

TBM(ツールボックスミーティング)

作業前に作業予定、手順、安全の確認、留意点などについて作業員同士話し合うこと。道具箱を囲んで打合わせることからこの名がついた。作業員の服装や体調もチェックする。



ミーティングで確認すること

- ① 準備体操
- ② 体調と食事のチェック
- ③ 服装と装備のチェック
- ④ 仕事の段取りと役割分担の確認
- ⑤ 安全作業上の留意点(安全作業マニュアル)
- ⑥ ヒヤリハットの共有と危険予知(KY)活動
- ⑦ 作業上のリスク把握と安全作業目標の確認
- ⑧ コミュニケーションの促進

指差し呼称と安全確認



周囲ヨシ！



上ヨシ！

人間は目だけで80%近くの確認ができるとされているが、過誤や思い込みによるミスをなくすために、行動（指差し）と声出し（呼称）を行うことで、確認の精度を90%以上に高めることができる。

伐木作業の安全確認

(1) 伐木作業

〔伐倒前〕

- イ 伐倒作業に取りかかる前に、伐倒予定木の上方をみて、「上、ヨシ！」
- ロ 受け口を切る前に、伐倒方向をきめたら、「まわり、ヨシ！」
- ハ 受け口を切る前に、退避場所をきめ、退避路を確保したら、「退避場所、ヨシ！」

〔伐倒作業中〕

- イ 受け口を切ったら、「受け口、ヨシ！」
- ロ 受け口の点検が終わったら、「伐倒方向、ヨシ！」
- ハ 追い口を切る前に、「追い口の位置、ヨシ！」

〔伐倒作業終了後〕

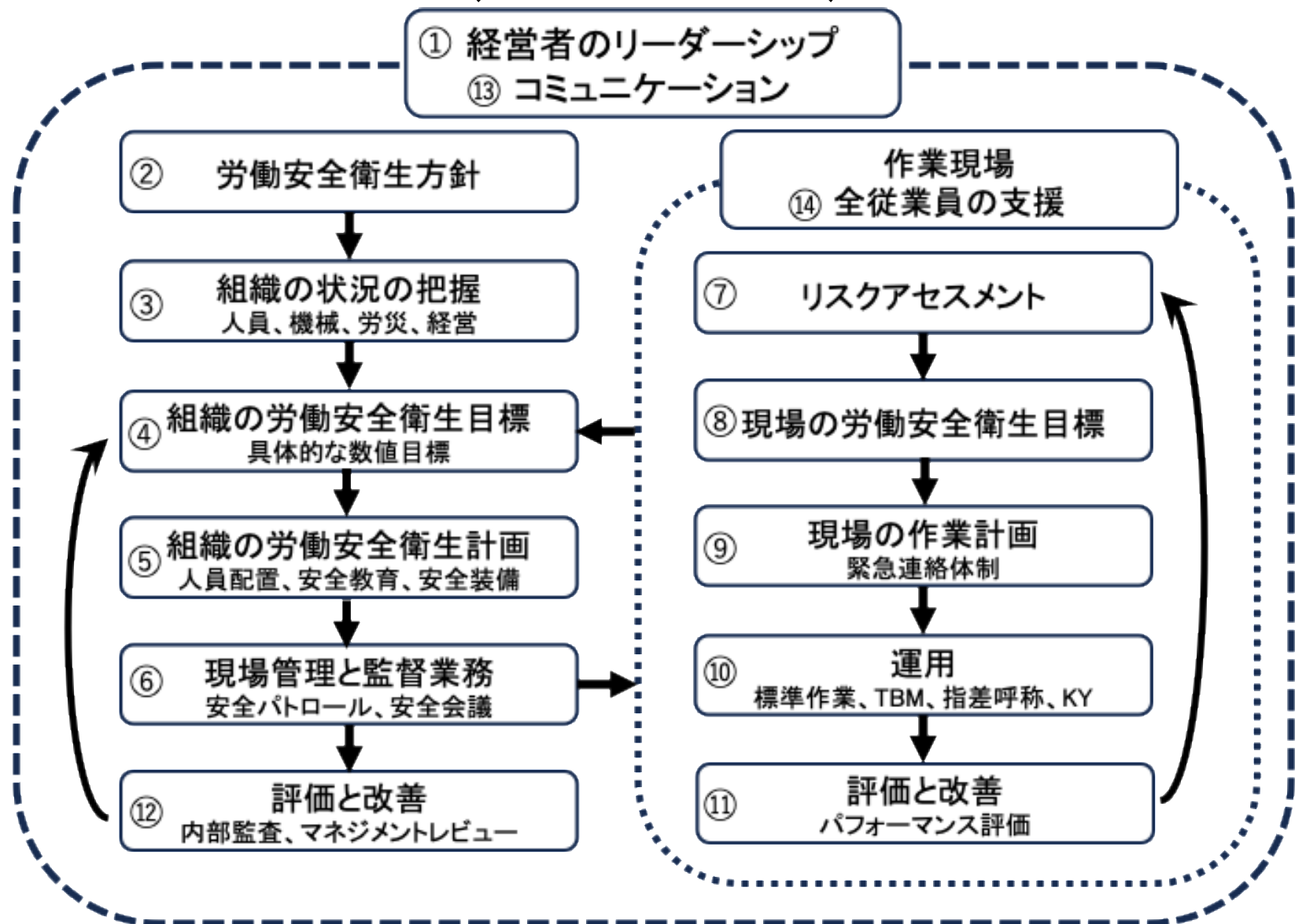
- 伐倒作業が終わったら、「上、ヨシ！」

(2) 先山での造材作業

- イ 枝払い作業をはじめる前に、「安定、ヨシ！」
- ロ 玉切り作業をはじめる前に、「転落防止、ヨシ！」

⑪評価と改善

林業労働安全衛生マネジメントシステム (OSH-MS)



ヒヤリハット(ニアミス事故)

あー危なかった！

怪我なくて
良かった！
ホッ



ヒヤリハットの活用

第1段階 ヒヤリハット情報の把握

できるだけ多くの情報を収集する

第2段階 問題点の分析

集まった情報について多角的に分析する

第3段階 対策の方針の決定

諸対策の見直し、改善or新しい対策を定める

第4段階 実施計画の樹立

第5段階 計画の実施

第6段階 実施結果の確認と評価

ご清聴ありがとうございます！

なにかご質問やご意見がありましたら、
二次元バーコードから研究所ホームページに入り、
お問い合わせコーナーからなんなりとお聞きください。



森林ヒューマン・ファクター研究所